

小學商業篇

下卷

新編
小學
商業篇
上卷

新編
小學
商業篇
四號

3110.62
8c
2

坪井仙次郎著

第二版

小學商業篇

下

京都書林 村上勘兵衛梓

小學商業篇下卷

目次

- 第十二章 運送商
- 第十三章 運送の種類
- 第十四章 内地運送
- 第十五章 内地運送の業務
- 第十六章 鉄道
- 第十七章 鉄道運送の業務
- 第十八章 海上運送
- 第十九章 海上運送の業務

第二十章 通信

第廿一章 郵便の業勢

第廿二章 電信

第廿三章 電信の業勢

第廿四章 銀行

第廿五章 為換の方法

第廿六章 株式取引所

第廿七章 保険會社

第廿八章 三保險

第廿九章 結尾

小學商業篇下卷

坪井仙次郎著

第十二章 運送商

運送商

普通商人へ商品を賣買するを以て其業とすれども運送商へ賣買を事とせば、唯他人の委托を受け、相應ある運賃を收めて物品を運送するを職と為せり。是き商業の繁昌なる處よ在てハ自然普通商業の中より多くて獨立し、以て本業を助けて益其繁昌を進むるものなり。一軒の呉服見世よ就て其商品を見よ。結城織あり。薩摩木綿あり。米澤糸織、瀬繩、あり。之を

一々自ら運送せんよへ日常の商業と営む違あからべ。運送商の必要あること明らかよ知るべし。且運送へ安全ふーて早速あるあとを加ふるよ従ひて商品販賣の境界を擴張すも益あり。例へバ京都、大阪の間に汽船、汽車の便かき日々大阪よ来る所の海魚京都の市場よ入るあと多からざりしも今ハ十分よあくふ輸たさる。即ち海魚の販路擴まりたるなり。

運送商の他人の商品を預りて其差圖通り送致するを本分とすれば運送中十分よ保護を盡して取扱方の粗忽、不行届等より損傷を生ぜざる責任あり。但

一盜難其他免るべからざる變事によりて譲一たる損傷ハ一切其責よ任せざるを法とす。故よ運送商ハ荷造り粗ふーて物品遺失の恐ありと認むるト犯ハ荷主よ忠告して之を改め造らしめ、品質危険あるものハ別よ賃銀を求むべし。畢竟諸物を無難よ送達せんふと力むべし。

荷造りハ運送の法ヲ變じるに従ひて改まらざるべからず。昔日ハ人馬小舟を以て運送し諸事多く人力を以て取扱ひ來りしも今日ヨ至りてハ汽船、汽車の如き器械よ由て運送し其積み卸ーも亦器械の力

を用ゐるふところ為りたり。其寢遷實よ少なからざるなり。即ち其法前日ハ小よりて粗糙あり一も今日ハ大ふにて緻密堅牢あるを要せり。總て荷造りの事を定めんよハ物品の性質を本とするを善一とす。重き物ハ重量の点よ由て制限と立て、軽き物ハ容量の点よ由て制限を立つだ。

第十三章 運送の種類

二種ノ運送法

運送の法よ内地運送と海上運送と云う。内地運送ハ適宜の器具を造り道路河湖等よ由て往復するよそよ限きハ陸面狹小なる國土よ在てハ其區域甚ざ狹一。然きども商品ハ遍ねく消費者の手よ達し、或ハ生財者の手より集らんことを要して之を果さんふハ其人所住の地よ或ハ其地より商品を輸さうろべからざきバ則ち内地運送ハ商業の要具あり。其他之が為めよ生ずる所乃利益を云々全國人民の風俗、言語、等として一樣ならしめ、いひゆる僻村偏土を減少する効力あり。例へば飛彈の高山の如き絶境の一市街も其人民運送の大効力あるふとを信じ、年分若干乃資金を積むの法を設け、以て終よ近傍の都會との間よ十分の通路を開かたる言語、風俗、ハ勿論物價の

高低より至るまで漸く其都會と平均して復た昔日の別乾坤ぢらざるべし。

海上運送ハ自國沿海の港港より物品を運送する。遠く内外國の間より運送する。其沿岸運送ハ商品の運動を安直にして活潑ぢらしめ、商業繁榮の基を為す。又外國運送ハ他國の餘利を拾ひて我が益とするの法よりて各國民の力量次第何程の利益をも收むべき大舞臺あり。即ち外國交易の要具あり。古語曰く海を統括するものハ世界の商賣を統括し、商賣を統括するものハ帝子世界の富を統括するのみならず實は全世界を統御する。海上運送の貴重かるふと知らべ。

凡そ内地運送海上運送ハ相待て十分の便利を遂ぐべし。例へば横濱、四日市、間の海上運送ハ捷速よりて數十時間より之を遂ぐべし。ともに四日市より其近傍都會より達する内地運送ハ遲緩よりて數十日を費やし不能なる。前記の捷速も亦其詮ふき次第也。

第十四章 内地運送

内地運送の路は河、湖、又如き水路あり。是を天生の妙器ふりて唯之を往くの舟具を準備するの外費用

を要せびて運送を輕便ならむ。舟其他一切の諸具ハ河湖の有様よりて多少其製を變すべきも一般より之を言ひ舟へ堅牢よりて破損轉覆の災あきを要し、器具ハ精良小一て早く舟を遣るよ適まるものなうべし。

水路ヲ改良
スルコトヲ
要ス。

然り而して天生の水路ハいぢゆる地文學よ論を
る如き天然の法則よ従ふを常とすきば必ず一も商
品運送の便よ適ひたるものぢらず。或ハ河身よ重大
ある岩礁を据ゑて舟行を妨げ、或ハ水路を要するの
邊よ河、湖、を備へびて運送の道を塞ぐ、など珍一か

らざる現象あり。故に其業の人ハ世上ノ便利を究索
して岩礁を摧破し、溝渠を整つ等の策を建つるを要
す。東京、大阪等の地より在て市街と貫ける河水より此
類のも乃少あからず。之を運河と称す。

又其路よ陸路あり。牛馬荷車を通じて商業上運送
の便を助く。陸路も亦元來政事上の用よ供ひるが為
め開通せるものなるを商品運送よ使用したる處少
なからず。内地運送上よ關して陸路の大切ある性質
とある所へ道幅廣くして荷車の往來よ差支あきこ
と、地面乾硬みて岩石累衆輶出せざるふと、雨雪

陸路

の日泥濘あらざるふと、方向成るべく短距離よ從ひて都會港の間を連ねること、是きあり。

商業の上進繁榮よつきて新道を開き、古道を修築する、等ハ必然の事たば、運送商の如きへ常よ注意して商業上最も便利ある線路を偵察一以て將來の全盛を謀るべー。

第十五章 内地運送の業務

内地運送ノ業

内地運送を業とするものハ通常全國中各地よ荷物取扱所を設け、所定の規則よ従ひて公衆の委托を受け、或ハ直ちよ債銀を收め、或ハ届先きより債銀を收受、以て差出一人指示の地方よ荷物を送達す。此の業ふ從事するもの少ふからばと雖も未だ十分よ其便利を極むるふ至らざるハ遺憾あり。

荷物を差出さんとする人ハ其品質よ従ひて相当荷造を為一之を運送會社の荷物取扱所よ輸し、運賃を拂ひ其受取書を取り置くべー。而て差出人ハ受取人の方へ荷物を送り出だせ一旨を報ずべー。物品ふよりてハ必ず入日記とて在中物個の目録を入き置くを法とし。又運賃の濟不濟ハ荷物受取人の一目にて明らか様よ記ろ一置くべー。荷札ハ其運

荷物差出人
心得

送り案内者たるを以て書法、結付け様等を丁寧ふく
て紛失、磨滅の患なき様子注意をべー。

荷物受取人
心得

受取人へ必ず荷造りを調べ、若く遺失損傷の痕あ
ると之へ之を其荷物取扱所より糺だすべー。又荷物安
着するときへ必ず直ちに其旨を差出人より報すべー。

第十六章 鉄道

鉄道運送

鐵道を敷き氣車を通じる内地運送の最も捷速
ある法ふにて何程の重力を曳くも猶よく一時間よ
七八里を走るべし。是水蒸氣の膨張力を矯めて轉車
の力と為したるものあり。其仕掛けを粧置して運轉を
司ぐる車を機關車と称す。通常客車、荷車の先方より在
て煙を吹けり。此のも乃へ前きの二者の河湖、街道を
路ともするが如く既設したる處より就て之を利用する
こと能ハシ。必し一々鐵道を敷設するの勞を採らざ
るべからず。其費用凡そ一里四萬圓ほどなりと云へ
り。是き其普遍を妨ぐる一大原因ふれども一旦之を
設けば以後は修繕保存の小費用を要するは云ふべ
て永く其利を收むべけども之を商品を仕入きて賣
得を取るより比すべき一時より巨萬の資本を使用して
永遠より利益を見ると小資本を使用して速やかに其

ある法ふーて莫大の重力を曳くも猶よく一時間よ

て煙を吹けり。此のも乃ハ前きの舟車の河、湖、街道を

益を得るとの差ひあるれど、苟も商業繁昌にて資本既より重積一なる國土より在てハ至當の業事たりと云ふべし。

運送の便利より赴くことハ商業其他一切の人事に影響を及ぼシベーと既より之を記るせり。而して鐵道運送ハ運送法中の迅速至疾あるものまれば其及び前の影響も亦大より秀優せり。其詳細ハ理財學より之を明らかべーと雖も少く其一例を掲ぐべし。

東京、高崎の間より鐵道の敷設ありしや急行猶二日を要せ一所、忽ち三時間より到達すべきより、元來

海魚ふ乏しき沿道の地方ふ多く新鮮ある海魚を見、爲めよ割烹の面目を改めたりとぞ。又之を利用して一班を云ひ、曾て運送不便あり一日ハ不時の需要ふ應ぜんぐ爲め當時不用ある物品をも多く仕入れて空しく之を貯ふきバ自然資本ノ利子を加へ物質よりての損傷も出來し、畢竟粗品を高價より賣らざるべからざる都合なり一も運送の便、迅速なるふ至てハ其用意を要せば、唯差當りの商品を仕入キ置き、其他ハ其時より臨みて之を買入るゝこゝる爲るべし。さすがに資本より餘剰を生じて鐵道株券ふどの如き

ものを買ひ入るべく商品の良品を安價に鬻ぐべし。
斯る事項實ふ一つふれて足らざるあり。

鐵道運送ハ
営業ニ影響
ヲ及ボス

鐵道の敷設ハ世人の營業を改むる力あり。旅店乃
如きハ其最も著しきものなり。此の事ハ安逸因循を
喜ぶ人の心ふ在てハ往々苦情不平乃原因を為せど
も少しく熟慮せば宜しく奮發精勵して速やかに時
勢ふ適一たる業より轉じ文明ノ利澤より浴せんことを
力むべきを知るべし。例へば曾て一宿より五十軒の旅
店あり。一ふ鐵道敷設以來道程短縮一なるが如き觀
相ありて宿泊の旅人を減ト僅りふ十軒の糊口を為
すふ足りず至れりとせよ。其四十軒ハ罪あくして營
業を失ひたる姿也。然きども人へ安居して命を保
つべからざきハ必ずや他業と求めて生活之道を立
つる方策を回らすべし。此の際或は産を失ひて貧困
小至る者尚り或は却りて富を積みて前日ふ優きる
者ありて困難ハ固より困難なるべーと雖も畢竟前
きふ五十軒みて嘗てしたる事業を僅りふ十軒みて事
足りず至りたるふきハ其餘の四十軒ハ他種の事業
を営むべし。即ち之を一家ふれて云へば五人より勤
めたり仕事器械工夫あり一人まで事足

るふ至り、他の四人へ他の事業を始めたるふ同ド。是一國乃利益ふきを其國民たる者へ一己乃勞苦を厭もば甘んじて相當の他業ふ轉じべきなり。實よ上進活潑ふる世間よ在る者の免き難き運命なり。

第十七章 鐵道運送の業勢。

鐵道運送ノ業

凡そ運送の業ハ廣く之を各地ふ及ぼ一て其便益あるを常とす。故よ其勢固より巨大の資本を要せり。是を以て多くハかの合力資本の法よ據り営業の基を立てり。中よ就て鐵道運送業の如きハ道敷器械等よリ一切の工事、營業よ至るまで皆一人一己の営為もぐきもせならば。且其大よ國益を增加するもとへ實小一國政府ノ特よ保護を與ふるト價セリ。

斯て今日我國ふ於てハ政府ふ鐵道局あり、民間ふ日本鐵道會社あり。各其線路を新設するハ汲々たれバ數年ならば一て大阪、東京、乃間、東京、青森の間よ汽笛相傳ふ乃隆盛を見ん六と疑フ。

鐵道竣工の處よ於て日常營業ノ手順ハ豫め發車の時刻、賃銀ノ定額を公告一置き。寸刻寸錢の掛引きなく精確よ之を執行す。其寸刻をも過たざるよと、實ふ文明世界商業ノ良模範とも云ふべし。

運送の種類

運送の種類を別ちて乗客運送、貨物運送、二つと
を。乗客運送ハ其賃銀を上中下乃三段ト一、中等以上
ムハ往復切手ノ制あり。又人物の情態よりて其乗車
を拒む法あり。貨物運送又危険物品、生活物等種々乃
區別ありて其賃銀の額を定めり。其詳細ハ政府及び
其會社所定の規則より就て之を明らかべ。

鉄道運送ノ業ヲ執ル者ノ心得

今日鐵道運送の業を執る者ノ責任ハ鐵道敷設乃
工事と管理鞭策にて片時も早く其所定の線路を竣
成シム大と、及び今日乃人民ムハ汽車旅行ノ勝手を
弁へざる輩も少からざきば上下ノ別を問はず十
分懇切乃保護を與ふる大と、ふ在り。其他運轉ノ注意
一不時乃災害を起すと、車内を清潔ふ一病源を
絶つ大と、など百般乃雜事擧ぐる小違あらず、宜しく
此乃業を執る者ハ一小事たりとも之を理整を爲し。
今日ハ新設の業ム一人々乗車の勝手をそん弁へ
ざる位の仕義あれバ何事も之を不問よ付せども永
く斯る都合ありと斷定にて安心せバ意外の譴責を
聞て驚く大とやらん。

第十八章 海上運送

海上運送ハ其路を天生の海より取れバ内地運送と

異ふりて線路を修造するを要せば。但一往復を安全便利ならむるふと浮標を据ゑて暗礁の所在を示し、燈明臺を建て、順路を知らしめ、氣象臺を設て風勢を察し、港を修築して荷物の積み卸しを助くる等の事必要あれども多く政府或は地方人民の負擔を負ふて海上運送商の手を煩はすと及ばざるものあり。

船舶ノ種類

海上運送の業は在て直ちに費用を要するハ船舶あり。其造法よ風帆船、漁船の二つあり。風帆船よハ和式、洋式を別てり。海へ其處よ由て大小危險の度合を異ふそれを船舶ハ常よ之ふ適すべき資格を具へざるべからば。例へば大阪乃近海、いもゆる瀬戸内を往復するものの船体狭小あるも可ありと雖も横濱、神戸の間、横濱、箱館、之間を航るハ其重大堅牢あるを要す。今危險の割合を云へば和式風帆船最も危く、洋式風帆船を其次きことし、漁船を最も無難ありとす。且漁船ハ之を扱ふ者ノ意よ應じて進むべく、又最も迅速ふきバ則ち海上運送の事業よよく適ひたりと云ふべし。

海上運送ハ港より港よまで物品を輸すと職とす

港港ヲ定ム
ルコトヲ要ス。

漁船

れを則ち其効を地方よ顯へさんよへ完良ある湊港の位置を必要とす。我國ろ如きハ固より海中の島ふして良港ろ配置天生乏一きよ拘うざれを十分沿岸航海の線路を擴張せバ蓋一商業の面目を改むるふ至るべ一而一て一たび交通湊港ろ一定なるふとを得バ亦之よ應ざる内地運送の路も隨て開け商品の出入整然秩序を得く實よ血液ハ身体を循環するが如くなるふとを得べ一。

第十九章 海上運送の業務

海上運送業
此の業勢を執るふハ第一よ堅牢ある漁船を十分ふ具ふべ一通常、漁船ハ一艘の代金凡そ二三十萬圓を下らず。又世上の信用を得たる船將其他諸職員を雇ふべ一而一て沿岸運送あり、外國運送あり、相應の利潤あるべ一と判定一たる線路を開き、發船時日、乗客賃銀荷物運賃等を公告すべ一。

此の業ハ國家ろ利源ふ一て莫大の資本を要する故よ政府の保護を蒙るふとを得べ一郵船會社、商船會社の如き皆然り。

荷物ろ運送を依頼せんよへ各地よ開店せらる其社ろ荷物取扱所よ就き成規ろ手順を歷て荷物を渡べ一

荷物差出
人乗船人ノ
心得

受取書を取るべ。乗船せんとする者ハ其定日より
船ヲ港ノ到り乗船切手を買取り之を所持して本船ふ
乗り込むなり。海上運送より關する定則の細目ふ至り
てハ各成規あきば宜しく其書類より就て之を明らか
べ。

第二十章 通信

通信

商品を註文する、市場の景況を詳悉する、積荷安着
を報ずる、等の事、一人を使ひて其用を弁ずべから
ず。平日へ書狀の往復を以て満足し、緊要重大の場合
ふ在て或へ人を遣りし、或へ自ら往くべきあり。通信
の商業ふ必要あること明白ふうと云ふべ。

通信の法一つをうらべと雖も其敏速あるも乃ふ至
つては實よ百里の往復猶掌と反へもぐ如きあり。今
日の商人へ巧うよ之と利用するふとを得て其利を
收むべきなり。例へば大阪の米價甚ざ安く東京へ甚ざ
高一させよ。其間乃通信ふ三四四十日を要するの昔日
ふ在ては彼是の景況相通じて大阪の米穀乃東京よ
現へるゝまでよへ早きも六七十日を費やさざるべ
からず。之を十日を出でぞして往復すべき通信迅速
なる今日より比すれば諸事遲鈍よりて商業の振ハざ

良ヨク商業
ヲ活潑ナラ
レム

り一六と思ひ遣るべ。凡そ通信の活潑敏捷あるハ商品受授の回數を加へ、其傳播を普く且早からむる基あれを其商利をして豊かならむる効あるも乃だるふと疑す。

通信の法を郵便、電信の二つとす。政府は遞信省の設けらうて此の業を執行せり。其國家よ有益あると運送の業勢よ優れりと云ふが。

第二十一章 郵便の業勢

郵便の法ハ東京よ郵便本局を設け。各地重要ある處よ其分局を置き。其他諸所よ郵便取扱所あり。郵便箱ありて國中一般公私よ郵便物を傳送する仕組ふり。又適宜の地位ふ郵便切手賣捌所を定めて葉書、切手、公衆よ販賣する便よ供す。

郵便物小内國外國の二つありて内國郵便物を更ふ左の四種よ別てす。

第一を書狀とも。其郵便稅額を目方二枚六文よ二錢と定む。故ニ二枚まで二錢、二枚以上四枚まで四錢の割合あり。

第二を郵便葉書とも。其稅額一葉一錢あり。

第三を毎月一回以上發行する定期印刷物、及び其附

録云々。其税額ハ一號一個付てハ十六匁六トモ一錢
乃割合、二号二個以上を束ねるときハ十六匁六トモに
二錢の割合あり。

第四を書籍、帳簿、各種の印刷物、寫真、書画、繪圖、罫紙、營業品
乃見本及び雑形、とす。其税額ハ八匁六トモ二錢
なり。

總て郵便税額ハ土地の遠近、拘らず、一様なり。

外國郵便物ふも亦右ふ類せる種別あり。其他一個が
と/or定尺等種々の成規あるべ宜しく郵便條例より就
て其詳細を盡く述べ。

郵便差出人の心得べきハ總て印証を汚がざる
ふと、葉書又表面より文語を記さざるふと貼用切手
の不足なきこと等と。若一是等の事より關して過ち
あるときは其書を受取る方より増一税を拂はざる
べからず。又郵便物差出一ノ方法より種々あり。書留郵
便、別配達郵便、貨幣封入郵便等と。右の外罰則等一
切の事項皆郵便條例より明らかたり。宜しく就て見る
べし。

第二十二章 電信

電信ハ世俗銅絲音信と稱して先づ電信線を架け

電信

之よりて音信を傳ふる仕組あり。物理學よりもゆる電氣力を應用したる便法にて其速力ハ實より瞬間數十里を達ちべくしてよく人をして百里合璧の思ひを懷か一む。

電信ノ効力

前き小郵便の商業より必要あるふとを掲げたう。電信ハ郵便と同ドキ商業より其異ある所ハ區域の狭きと、賃錢の貴きこと通信の迅速あるふとは是あり。今通信の一事を付て考ふまば電信の郵便が勝れるふと固より論なし。故より急疾を要する音信ハ電信より、後ろも差支ふきもせハ郵便より、二者相待て業勢を扱ひ、緩急宜一きを得て最も利益あり。例へば問屋と荷主との關係させよ。問屋みて其委托商品を捌かんことを務むるふ當り、幸より買方ありて談判を開くより直段の一車荷主差直の如くならば、さうして文書の往復より數日を費やさば買方ハ他の賣方を求めて其品を調達をべーとの場合ありさせよ。此の時電信を以て直組の摸様を傳へ荷主の意見を得バ即ち直ちよ其事と完うモベー。且世人既より電信の効力を信じるとなへ談判乃際より電信を以て問合すべーの一言より人の承諾を得るふとなどあり

て商業上より種々の影響を及ぼすべし。

第二十三章 電信の業務

電信傳送の模様ハ各地より電信局を設置し、其局々の間より電信線を架け、以て頼信者の需め小應にて彼此相傳達するなり。

音信料

内國電信用ゐる文字ハ和文ナシハ片假名及び數字ふ限る。其字數ハ一市内壹岐對馬の外遠近ふ拘らず、十字以内を一音信とし、代料を拾五錢とす。其以上ハ十字以内を加ふる毎ニ拾錢を増す。一市内よりて右一音信の料を五錢とす。其以上ハ十字以内を加ふる毎ニ三錢を増す。

總て電信料ハ電信切手を以て納むるをめどり、之を頼信紙ふ貼付せべし。字數を算するより濁音符、半濁音符、句讀點、數字歸除線等を一字ごと、括弧を二字とせ。

電信を依頼せんより受信人、發信人の宿所姓名を記し、其讀を誤るべき恐きある文字より假名を付せべし。音信文語ハ必ず序假名ふて綴り、之を分明に認め以て電信局より差出一相當の音信料を拂ふべし。通常着信乃遲速へ受信人の住所の電信局を距る遠

得頼信者ノ心

近ふ關するもれなれば發信人ハ豫め其心得うべ。

總て音信文言ハ字數少なく一て意味の誤解ふき様よ綴るを必要とす。平常、電信の往復を為さざるべからざる場合ふ在てハ豫め先方と約して符徵を定め置くべ一。一字を以て用向を弁じるが如き便あるべ。特よ迅速を要するときハ至急別配達の方法より依頼し相當の音信料を拂ひ更よ急速なりべ。外國語を以て音信を依頼するときはハ一語だと若干乃音信料を拂ふの成規あり。右の外之よ關する一切の事項ハ電信條例より明らかなる。

第二十四章 銀行

既よ記るせよ如く貨幣ハ賣買の媒介たれば商業乃執行小從ひて屢其受授せんかるべからず。之を專業どもる者を銀行商人と称す。

銀行の商業と利あるかと考るるふ商家よ在て一々現實よ貨幣を受授せんふる夥多の金額を具へざるべからずして困難少あからず。且盜奪竊取の恐きあり。又其真質を判ド員數を算ふるの勞を要せり。然るよ銀行の媒介あるときハ証書を以て一切の取引を濟ますべけまば全く右の如き煩勞す。其外銀

行ハ金錢を貸附け、証書類よ對にて割引渡ーを為し、紙幣を發し、或ハ微賤の人より小額の金錢を取り集め確實ある抵當を押へて永期限ノ貸附を為し、或ハ商家不用の資金を累衆にて活潑有為の商人よ短期限の貸附を為し、以て商業全境ノ活動を助く。

國立銀行

我國の銀行ハ國立、私立、及び二つよ別き。國立銀行ハ政府の制定したる條例を遵奉するもはふにて苟も之よ背けるどぞの営業すべからず。其要を摘要もさば資本ハ五萬圓以上ならざるべからず。社員ハ五名以上をうざるべからば。資本の十分の八ハ日本政府の公債証書を政府よ納め各種ノ銀行紙幣を請取り、十分の二ハ引換準備金にて之を貯ふるを法と定。又営業の本務として載る所ハ金錢貸附、金錢為換証書割引、保護預り等あり。其詳細ハ銀行條例よ就て見るべし。

私立銀行ハ銀行紙幣を發するとの外總て其力量次第にて通常の銀行業勢を執行をべし。金貸し、兩替商、など称するものハ銀行商の一種類にて其業とも。所唯一局部よ止まるまでの差ひなり。

凡そ銀行乃業務を採る者の金錢と信用との活動

私立銀行

銀行商ノ本分

貯蓄銀行

銀行ヲ利用
スル人ノ心
得

を一にて輕便安全ならむるふ在れど其利益ハ資本轉用乃利子より來るふりと覺悟すべし。妄りよ賣買商業の道よりして圖らざる損耗を招き為めよ世上の金錢流通を妨ぐるが如きことあるべうらず。

貯蓄銀行ハ微賤ある人民を一にて小額の金錢を省畧にて疾病事故よ應するの謀と建てしむる所ふう。

凡そ銀行を利用せんとする人ハ先づ其銀行の資本高、營業模様、役員の人物、品行等を明らかにしを要す。中よ就て貯蓄銀行の如きハ利子の割合の微しく多額あるふ迷ひて妄りよ増利を慕ふと記ハ才を

貪りて尺を失ふの悔あらべ。日本銀行、第一國立銀行、驛逓局、貯金預り所等と以て現今最も確實ふるものとぞべ。夫き人世の變事ハ極まりなきこと常ともいきばたとも確實の世評ある銀行たりとも或ハ失敗なきよあらべ。故よ自己ノ關係ある銀行よ就てハ居常注意して役員の舉止、營業の實況等一々之を弁ふるを善一とも。

第二十五章 為換の方法

金錢を遠方よ送らんよハ貨幣封入書狀の法ありて郵便よ附をべーと雖もそハ唯小額の金錢を送る

為換

の法よりて亦其貸錢も貴一。

金錢を送るに其現物を以てせずして証書を送達するを為換の法と称す。總て為換を取組むるへ振出人とて其証書を作り出だす人、名宛人とて其証書より換へて金錢を渡さん人無からばからず。依頼人へ之を頼む人、受取人へ其金錢を受取る人あり。此の人へ別人あるたとも同人あるたもあるあり。受取人よし其証書と他人よ譲り渡さんときへ其裏面よ成規の裏書を為すべし。其人を裏書人と云ふ。

郵便為換

書ふ引換で金錢を渡さん法頗る嚴峻よりて實よ其確實あるを知るに足きり。又郵便小爲換の法あり最も便利あり。郵便為換証書ハ三ヶ月を歷るの後ちよ至れば其効なきものあり。若一其後ちよ於て其金錢を受取らんとするときハ成規の手順を履て第二の証書を得之を以て請取るべきあり。

銀行為換ハ大額の金錢を送る便法なり。例へば甲地乃銀行よ於て相當の手數料にて百圓を拂ひ込ム、其為換証書を乙地よ送達し、其地よ於て証書面の銀行よ至り、直ちよ其金額を受取るなり。銀行ハ唯其証

銀行為換

書を標準として金錢を渡すを法とすれば誤て証書を遺失したとあるときへ力めて早急に其旨を金錢を拂ひ渡すべき銀行より報ずべし。而して第二の証書を得て金錢を受取るべし。若く既に証書を所持する者より銀行より金錢を受取りたる後あらバ空しく自己の損耗と為るべし。總て為換証書封入の書状又ハ表書又証書入の文字を記す所と勿き。宜しく慎むべし。

又最も至急より金錢を送るふくを要するふくんより電信為換の法を用ふべし。即ち其金錢を先方より渡し都合を得べし。此の為換金を請取るよハ指名し來うたる商家より往き、成規の証書を入き、其金錢を受取るべし。必ず一名の証人を伴ひて受取証書より加判せしむるを法とする。斯て金錢請取濟の上より直ちに其旨を差出一人より電報ナガシ。

第二十六章 株式取引所

株式取引所

貨幣を基として施行せられたる信用の種類より本政府の公債証書及び日本政府の條例を遵奉して發行したる銀行及び諸會社の株券等より。株式取引處へ之を賣買取引する所あり。此の業を営まんふハ

株式取引所條例より載せる規則を遵奉して政府の許可を受べきもとす。

此の取引所を創めんよハ發起人の員數を十名以上と定め、資本金の高を二十萬圓以上とす。而して其半數ハ必ず發起人おて引受調達する成規あり。

公債証書又記名証書とて其持主の姓名、在地屬籍、を記るもれと無記名とて全く之を記るさざるものとあり。又其目的の在る所よ由て其名称を異せず。例へば工業を起を爲りよ發行したるものを起業公債と云ふ。如一。且其証書ハ種類よ由て利子の割合を異よせ。其賣買直段の高低ハ利益の多少及び其証書を發行したる者よ對して世人信用の厚薄等より生ぜるを尋常とす。其信用の有様よ影響を与ふる原因よ至りてハ永く其道の経験を積まされば明らかよ之を知るべからず。今其大要を云ちぐ。之を政事上の變動、商業上の景況、の二つと爲ナベ。

株券又銀行株券、日本錦道會社株券等あらうて其數ハかの日本政府の条例を遵奉したるの會社の數よ從ひて幾ど限りか。而して其株金よ付する利益ハ其期営業の摸様よ由て多少あり。

第二十七章 保険會社

保険法

商業を営むるに當りて不時の災禍に遭ふことあり。例へば新築の家屋を焼滅するはと、壯年倔強ある主人の死亡するはと等の如き。斯る危險の存することあらん。又ハ商業を営む者實に安心からざる次第あり。然きども其危險ハ人世免るべからざる定業ふゝく之を消亡するかと能ひず。唯其事あるも其害の及ぶ所として甚殘酷あらざらしむる方法ある。此之を保険法と称す。

保険法ノ仕組

其法ハ豫め定額の金錢を拂ひ込み置きて若し災禍の出來たらんより定規の償ひを為す仕組あり。災禍を請負ふ方を保険人と称し、之を委托する方を被保険人と称す。保険人より拂ひ出るべき金額を保険金と呼び、被保険人より拂ひ込むべき金額を保険料と呼ぶ。此の法ハ一人の災禍を公衆よ荷ひをる主義あり。故ニ總て保険區域の廣きを利ありとす。例へば生命保険の事にて云ふんよ東京よ百名の被保険人有りんよとハ東京、大阪、廣島、名古屋、ふて各、廿五名宛ありと安全ありとす。されば若し東京よ惡疫の流行ありて悉皆死亡するの大事故ありとも猶せ五名よ

保険ノ業
實著ナルコト。

止まらべ。他の七十五名の拂ひ込むべき保険料を以て其損耗を補ふべ。

保険の業は不慣ある者の考みてハ唯損耗のニアリて利益あきが如き思ひあらんも元來近真論(アンバース、オブ、プロ)の學理より出て其確實あると決して自餘の商業は劣らざるなり。猶其理の明らかならんが為めよ一つの譬を云ふべ。一杯の水は一杯の水を増さば忽ち溢出すべきも水量大あるときハ毫も其感得なくして幾と痕跡を見ざ。故に保険ハ之を廣大に執行されば則ち隨て損失をきもれあり。

而して其商業上の利益を擧げんよハ甚だ煩雜あきば唯其商買の保護者たりと云ふべーとの一言を記るべて満足すべし。

保険商業の種類ハ人乃生命、火災、水難等より旅行の危険等よ至るまで實よ無數ありと雖も海上保険、火災保険、生命保険の三を其首要ありとせん。

第二十八章 二保険

海上保険ハ被保険人より若干の保険料を拂ひて約定の航海中船舶あり、積荷あり、其保険を委托せる物の破損滅亡するかとあるとき保険人よど之を償

火災保険

ふの約束あり。此乃約束ハ濶切ヨ双方の正實を基と
されば苟も隱匿詐偽の事あるときハ其情實の何た
るに拘らず即ち全く無効のものと為るなり。始より
其約束を取結ムよ當りて保険人ハ船体の堅脆積荷
の性質、航海線路の安危等苟も其業体ヨ關係ある事項
ハ之を漏らジムとなく之を偵察明知するを要モ。

火災保険ハ被保人ヨリ定額の保険料を拂ひて家
屋其他の建物アリ、家具商品アリ、火災の為メヨ失ハ
リ、あヒルとき保険人ヨリ其一部或ハ全額を償
ふべき約束ナリ。通常約束の期限ハ一ヶ年と定めリ。
其他大体の規則ハ略海上保険ヨ據れリ。其保険人ハ
豫り其地方火災損失の平均を明らか以て相當の保
険料を定むベ。無謀フリテ此の業を營まバ必ず失
敗すべ。

生命保険

生命保険ハ豫り定額ノ保険料を拂ひ置きて被保
険人の死亡ヨリと/orよ當りて定額ノ保険金を保険
人ヨリ与ふる約束アリ。此の保険を委託せんヨリハ醫
師の診察と受て身体ノ健不健を改め、年齢の多少を
記ヨリ、以て保険金の高ヨ割合で保険料を定むるふ
リ。此の業を営む者ハ其地方の人民の夭壽を察し、死

亡數の平均を明らかに以て保険料の割合を定むるな
ア。明治生命保険會社へ現今確實の世評あり。何れも
其詳細を知らんとせば各會社へ就て其規則を求め、
之を一覽をべー。又其沿革原則の如きハ其著書より
て之を明らかにし。

第二十九章 結尾

現今商業ハ右より掲げたる器具より由て執行せらる
るなり。今卷を終るに臨みて其關係の大概を摘録し
て商業壇上より登る者の注目すべき要点を示すべー。
通常賣買の業ハ上巻より載せる所の貨幣、商品記簿、
等ふ關係する心得を以て之を嘗むべー。而して下巻より
載せる所へ皆其業と輔佐して或へ便利を加へ、安全
を増るものなり。即ち運送の商品を運搬し、通信の文
書を傳達し、銀行の貨幣を料理し、保險の人生の危險
を保護し、又商業より有用ある學科ハ地理學、理財學、博
物學、物理學、化學、記簿學、法律、讀書、書法、算術、圖畫、の十
二を重要とする。是等の諸具を十分より應用するかと
得べ商業たゞひ危険多一と雖も蓋一産を破りて路
頭より徘徊するが如き失敗の無るだべー。之より加ふるよ
商法會議所を設けて各地商業の大勢を理調する六

とを為さば愈其安全を固うべし。例へば商業は必要ありとする諸學識ハ名劍よりて商法會議所の如き當時の景況を審明するものハ劍法乃如し。名劍あり、劍法具りて始めて大功を建つべきハ理の當然ふ。豈商人なる者其心得をかろづけんや。

小學商業篇卷下大尾

明治十七年十月七日版權免許
同 同
十八年七月十五日再版御届
廿一年二月二十日訂正御届

東京府平民

著述人 坪井仙治郎

上京區第二種新島九町
百九十四番戸寄留

出版人 村上勘兵衛

京都府平民
上京區第二種新島九町
百九十四番戸寄留